

【新旧対照表】Cashmap利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
第2条 用語の定義	第2条 用語の定義
(12)「本提携会社」とは、両社が本サービスに関して現在および将来において提携する会社、組織(マネーフォワード等を含む)をいいます。	(12)「本提携会社」とは、両社が本サービスに関して現在および将来において提携する会社、組織(マネーフォワード等および株式会社オリエントコーポレーションを含む)をいいます。
第3条 契約の成立	第3条 契約の成立
-	4.本契約には、金銭の貸付契約にかかる媒介契約は含みません。JCBは、利用者との間で金銭の貸付契約にかかる媒介契約を締結することなく、第6条1項(6)および第7条第1項の貸付サービスにかかる勧誘を行います。対象会員は、当該勧誘に基づいて金銭の借入れを希望する場合には、貸付人である本提携会社との間で直接、金銭消費貸借契約の締結、借入金の受領および返済を行うものとしします。
第6条 本サービスの内容等	第6条 本サービスの内容等
-	(6)本提携会社の貸付サービスについて、JCBが説明、案内その他の勧誘を行うこと。
-	第7条 貸付サービスにかかる勧誘への同意
-	1.利用者は、JCBが利用者に対して、本提携会社の貸付サービスに関する説明、案内その他の勧誘を行うことについて、あらかじめ同意するものとしします。
-	2.利用者は、前項の勧誘を希望しない場合には、JCB所定の方法でJCBに対し勧誘の停止を求めることができるものとしします。
第13条 利用者情報の取扱い	第14条 利用者情報の取扱い
-	利用者が本サイトを経由して株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリエントコーポレーション」という)の貸付サービスの申込みをした場合における、次の情報(以下「本貸付サービス情報」という) <ul style="list-style-type: none"> ・申込日、契約成立日(契約が成立しなかった場合は、オリエントコーポレーションが契約締結を拒絶した日) ・金銭消費貸借契約の内容(貸付元金、金利、毎月の返済額、返済期間・支払回数、返済方法等) ・企業ID
-	本貸付サービス情報(利用者が本サイトを経由してオリエントコーポレーションの貸付サービスの申込みをした場合に限る)